

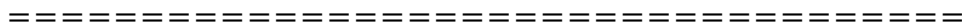


東証メールマガジン

CLUB CABU News No.2629

2010.12.8

<http://www.tse.or.jp/>



【本日の目次】

1.市場トピックス

- ◆貸借取引の貸株利用等に関する注意喚起のお知らせ
- ◆貸借取引の申込停止措置の実施のお知らせ

2.市況情報

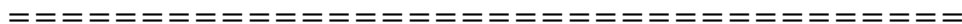
- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

3.スタンダード&プアーズ通信

4.その他

- ◆東証ホームページの更新情報
 - プログラム売買(11月29日～12月3日売買取引分)
 - 信用取引現在高(12月3日申込現在分)

5.証券取引等監視委員会からの寄稿



※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5.を抜粋しております。



5.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No24

金融商品取引法第192条申し立てについて(その2)

証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

前回は、11月17日に、当委員会により行われた、金融商品取引法第192条に基づく、初の禁止命令申し立てである、(株)大経及び当社社長等役員が同法第29条の登録を受けることなく金融商品取引業(未公開株式等の勧誘)を行っている当該違法行為の禁止申し立てについてご紹介した。その際、「次回は、前回に予告させていただいたように、より広範に、ファンド業者への集中的な検査と建議をご紹介し、近時の証券取引をめぐる喫緊の課題への証券検査事務の対応振りを御説明していくこととしたい。」とのべさせていただいたが、(株)大経に対する申し立てについて、その後の動きがあったため、今回は、その続報をお知らせすることとしたい。

(1) (株)大経及び当社社長等役員が同法第29条の登録を受けることなく金融商品取引業(未公開株式等の勧誘)を行っていることに対する禁止命令申し立て結果について

上記の禁止命令の申し立てを、当委員会は、金融商品取引法第192条に基づいて初めて行ったところであるが、11月26日、東京地裁より、申し立ての内容通り、被申立人らに対し、以下の命令が下された。

すなわち、「被申立人らは、いずれも、金融商品取引法29条所定の登録(ただし、第一種金融商品取引業を行う者としての登録)その他同法所定の適式の登録を受けずに、株券、新株予約権証券又はこれらに表示されるべき権利であって株券若しくは新株予約権証券が発行されていない場合における当該権利について、売買、売買の媒介若しくは代理又は募集若しくは私募の取扱いを業として行ってはならない」との内容である。

この命令に違反した者に対しては、三年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると定められており、また、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、命令に違反した場合は、3億円以下の罰金刑が科せられる。

この命令により、今後、被申立人が違反行為を行う場合には、刑事手続きの問題となることとなったところである。

(2)株式会社生物化学研究所の金融商品取引法違反行為に係る裁判所への緊急差止命令の申し立てについて

当委員会は、(1)の(株)大経に対する金融商品取引法第187条に基づく調査(裁判所への申し立てのための調査)において、前述の通り、同社の無登録営業を認め、当該違法行為の禁止命令の申し立てを行ったところであるが、その187条に基づく調査において、当社が無登録で株券等の勧誘を行っていた(株)生物化学研究所について、当該(株)生物化学研究所もまた、株券等の発行体として、有価証券届出書を提出せずに募集を行っており、また、今後行うおそれがあることが認められたところである。

このため、当委員会は、11月26日、公益及び投資者保護の観点から、金融商品取引法第192条に基づき、(株)生物化学研究所に対し、有価証券届出書を提出せずに募集を行っている等の違法行為の禁止を命ずる申し立てを、甲府地裁に対して行ったところである。

無届募集の状況を、補足的に述べると、(株)生物化学研究所(山梨県中央市、代表取締役社長:堀内勲、資本金5,842万5,000円)は、平成22年2月ころから同年6月ころまでの間、7回にわたって自社の株式及び新株予約権(以下「株式等」という)の発行を行い、金融商品取引業の登録がない(株)大経と連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約100名の投資家に株式等を取得させていたものであり、株式の払込金額は約1億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は約2億2000万円にのぼっている。また、(株)生物化学研究所は、11月末発行予定の株式について投資家に対する取得の勧誘を行っていたものである。しかるに、同社は、上記各発行のいずれについても有価証券届出書を提出していない。しかしながら、上記各7回のうち6回の発行に係る株式等及び同年11月末発行予定の株式に関する取得の勧誘は、いずれも、有価証券の募集に該当し、かつ、金融商品取引法第4条第1項本文の適用を受けることから、有価証券届出書を提出しなければ行ってはならないものなのである。

こうした(株)生物化学研究所の行為は、金融商品取引法第4条第1項本文等に違反する(無届募集等)のものであり、また、同社は、当該違反行為を今後行う蓋然性が高いと認められることから、当委員会は、当社の違反行為の禁止・停止を求める申し立てを行ったものである。

若干の解説をさせていただくと、金融商品取引法第192条に基づく申し立てとは、同法違反行為全般について、公益又は投資者保護のため、必要かつ適切であると認めるときは、裁判所が停止・禁止命令を出すことを求めるものである。前回の(株)大経の場合は、無登録営業であり、今回の(株)生物化学研究所の場合は無届募集を行っていたものであり、いずれも、金融商品取引法違反行為である。そして、いずれについても、違反の態様等から、投資

者保護上、禁止・停止命令が必要と考え、当委員会が申し立てたものである。

また、今回の(株)生物化学研究所の無届募集に関しては、11月26日に、関東財務局が警告書を同社に発出している。この警告書は、同財務局のヒアリング等により、当社が行っている株式の取得勧誘が無届募集に該当すると認められたことから、「当該募集行為を止めるよう」警告書が出されたものである。他方、当委員会の申し立ては、(株)生物化学研究所の行為は、金融商品取引法に違反する(無届募集等)ものであり、また、同社は、当該違反行為を今後行う蓋然性が高いと認められることから、「当社に対する当該違反行為の将来にわたる禁止を命ずること」を申し立てたものである。当委員会の申し立てと関東財務局の警告書は、お互いに、それぞれの観点から、投資者保護のために行われたところであり、引き続き、当委員会と金融庁・財務局の連携により適切な対応を図ってまいりたい。

いずれにせよ、今回の(株)生物化学研究所に対する申し立てについて、今後、甲府地裁において、当社に対する審問を経て決定が行われるところであり、当委員会としては、甲府地裁において適時・適切な判断がなされるものと期待するものである。

次回は、前々回以来、予告させていただいている、ファンド業者への集中検査と建議をご紹介し、近時の証券取引をめぐる喫緊の課題への証券検査事務の対応振りを説明させていただくこととしたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>